**地方公営企業法の一部適用について**

令和６年４月１日より下水道事業、農業集落排水事業は公営企業会計に移行しました

　本村の下水道事業、農業集落排水事業は、持続的で安定的な事業運営のため、地方公営企業法の一部（財務規則等）を適用することとなりました。

それに伴い、これまでの「官庁会計（単式簿記、現金主義）」から「公営企業会計（複式簿記、発生主義）」へ移行となります。

また、地方公営企業法の適用は、主に会計方式の変更となりますので、使用者の皆様に直接的な影響はありません。

* 会計移行に伴う主な変更点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 特別会計（これまで） | 公営企業会計（これから） |
| 会計名 | ・下水道事業特別会計  ・農業集落排水事業特別会計 | ・下水道事業会計  ※事業を統合し、１事業となりました |
| 予算について | 収入を歳入、支出を歳出として  予算計上し会計・整理 | 損益取引の収支と、資本取引の収支に分けてそれぞれ予算計上し会計・整理 |
| 経理方法  ・方式 | 現金主義による単式簿記 | 発生主義による複式簿記 |
| 資産管理 | 各財産台帳で管理 | 資産台帳（減価償却）により管理 |
| 出納整理期間 | 翌年度(４月１日から５月31日)の間に当該年度の収支を確定させ決算を行う | 年度末(３月31日)における収支が確定後、直ちに決算を行う |

* 官庁会計と企業会計方式の違い

これまでの特別会計では、家計簿のように単年度の現金の収支に着目した官庁会計方式でしたが、企業会計方式への移行によって、一般企業と同じように現金以外の収支や、資産や負債の増減に対しても会計処理を行います。

企業会計方式は、事業の経営状況をより明確化できるメリットがあります。

* 使用者の皆様へ

今回の会計移行に伴い、使用者の皆様には直接的な影響はありません。

口座から下水道等使用料をお支払いいただいている方については、通帳への印字が変更となる場合がありますが、お客様が再度口座登録等の手続きをする必要はありません。

　　今後とも、下水道事業をよろしくお願いします。

担当部署：地域整備課上下水道係